

★□▼△▼□★□▼△▼□★□▼△▼□★□▼△▼□★

メール版「NPO通信」 (令和5年5月25日号)

★□▼△▼□★□▼△▼□★□▼△▼□★□▼△▼□★

長野県広報・共創推進課から、メール版「NPO通信」をお送りします。
このメールは、Bccで送信しています。

【1】参加者募集：NPO 法人設立講座を開催します（6月7日）

6月7日（水曜日）13時30分から「NPO 法人設立講座」をオンラインで開催します。
「NPO 法人とはどのような組織か」など NPO 法人の基礎知識や申請の手続きなどの説明をします。
新しく法人を設立したいと考えている方のほか、新たに法人の役員やスタッフになった方にも参考になりますので、参加をお待ちしております。

●詳細はこちら <https://www.pref.nagano.lg.jp/koho/happyou/2304setsurutsupress.html>

【2】毎年1回社員総会を開催することが特定非営利活動促進法で義務づけられています

NPO法人は、少なくとも毎年1回通常社員総会を開催することが義務づけられています。（法第14条の2）毎事業年度、社員総会の開催を省略することはできません。
対面または、オンライン方式など人を集めない方法での開催などにより、定款に基づき確実に開催しましょう。

●人を集めることによらない社員総会の開催方法についてはこちらから
<https://www.pref.nagano.lg.jp/koho/kyodo/soukairizikai.html>

【3】主たる事務所の所在地や電話番号は誤りなく記載してください

事業報告書等提出書や役員変更等届出書など所轄庁（県）への申請（届出）書について、県の担当者が書類の確認や修正などの連絡をする場合がありますので、「法人の主たる事務所の所在地」及び「電話番号」は誤りなく記載してください。

また、法人の主たる事務所の郵便ポストには法人名を掲示するなど郵便物が確実に届くようにしてください。

【4】定款を確認しましょう

「総会の議決を書面表決で行うことは可能か?」「設立初年度の役員の任期はいつまで?」「監事って何をすればいいの?」

これらのよくある質問の答えは、各法人の定款に記載されています。法人の運営について不明なことがあったら、まずは定款を確認しましょう。定款の規定が、情勢の変化にそぐわない場合等は、定款の変更を検討して現状に合わせましょう。

定款に基づき法人を運営することは、法人経営の基本であり、市民からの信用を得ることに不可欠です。次の項目を参考に、法人の定款や手続き等を確認してみましょう。

【事業】

- 定款に定める事業を実施しているか
- その他事業の収支が赤字ではないか

【会員及び役員】

- 定款に定める方法で、入会、退会、除名等の手続きを行っているか
- 会員の種類及び会費は定款の定めと一致しているか
- 10人以上の社員（正会員）がいるか
- 定款に定められた役員の定数を満たしているか
- 定款に定められた方法で役員の選任を行っているか
- 欠格事由に該当する役員や、親族等の規定数を超えた役員がないか
- 役員の任期は定款で定められた期間であるか
- 監事の職務は適正に行われているか
- 役員の変更があったとき届出をしているか（再任の場合でも、2年に一度は届出が必要です）

【総会】

- 少なくとも年1回通常総会を開催しているか
- 総会の議事は定款に定めた総会の権能に適合しているか
- 定款に定められた期日までに総会の招集を通知しているか
- 総会招集通知に会議の目的事項（議事）を示しているか
- 定款で定められた方法で議決をしているか（定足数、表決権等）
- 定款に定められた内容の議事録を作成しているか

【理事会】

- 理事会の議事は定款に定めた理事会の権能に適合しているか
- 定款に定められた期日までに理事会の招集を通知しているか

- 理事会招集通知に会議の目的事項（議事）を示しているか
- 定款で定められた方法で議決をしているか（定足数、表決権等）
- 定款に定められた内容の議事録を作成しているか

【その他】

- 事務所の位置は定款の記載のとおりか
- 定款の内容を法人の役員及び職員全員が理解しているか
- 事業報告書等は定款で定める手続きで作成し、毎事業年度終了後 3 か月以内に提出しているか
- 定款に定められた方法により公告を行っているか

これらのリストでチェックしてみましょう。

【5】令和5年度「アウトリーチ（訪問支援）研修」「アウトリーチ上級研修」に係る研修生募集について

標記について、こども家庭庁支援局虐待防止対策課から募集の通知がありました。詳しくは下記ページをご覧ください。

- ①令和5年度「アウトリーチ（訪問支援）研修」に係る研修生募集要項

https://www.cfa.go.jp/policies/youth/ikusei/r05_kenshuusei/

- ②令和5年度「アウトリーチ上級研修」に係る研修生募集要項

https://www.cfa.go.jp/policies/youth/ikusei/r05_jokyu/

【6】助成金情報

■2023年度 ニッセイ財団 高齢社会助成「地域福祉チャレンジ活動助成」【日本生命財団 高齢社会助成事務局】

=====

地域包括ケアシステムの展開、そして深化（高齢者を中心に全世代支援・交流を志向）につながる活動へチャレンジするための助成を行います。

- 応募資格や募集期間等の詳細についてはこちらから

<https://www.nihonseimei-zaidan.or.jp/kourei/02.html>

■あしたのまち・くらしづくり活動賞 【公益財団法人あしたの日本を創る協会】

=====

地域住民が自主的に結成し運営している地域活動団体、または、地域活動団体と積極的に

連携して地域づくりに取り組む企業、商店街、学校等、活動に2年以上取り組み、大きな成果をあげて活動している団体等を助成します。

●応募資格や募集期間等の詳細についてはこちらから

<http://www.ashita.or.jp/prize/index.htm>

配信について

※配信を希望されない方は以下までメールにてご連絡ください。

件名：「配信停止希望」 宛先：kyodo-npo@pref.nagano.lg.jp



長野県企画振興部 広報・共創推進課 対話・共創推進係

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2

TEL 026-235-7189

FAX 026-235-7258

E-mail kyodo-npo@pref.nagano.lg.jp



しあわせ信州創造プラン3.0

～大変革への挑戦 「ゆたかな社会」を実現するために～

〔長野県総合5か年計画推進中〕